

現場説明書

工事名称： 公社赤道都市再生住宅整備工事（昇降機）

沖縄県住宅供給公社

1. **工事名称** 別紙入札案内書のとおり
2. **工事場所** 別紙入札案内書のとおり
3. **工 期** 別紙入札案内書のとおり
4. **入札条件** 別紙入札案内書のとおり
5. **工事概要** 図面記載のとおり
6. **工事範囲** 本工事設計図書（本書を含む。）に示す工事の施工一切
7. **関連工事** 本工事と関連する別契約の工事は下記のとおりである。
関連工事の関係者と密接に連絡調整を行い、円滑な施工が図れるよう努めるものとする。
(1) 公社赤道都市再生住宅整備工事（建築）
(2) 公社赤道都市再生住宅整備工事（電気設備）
(3) 公社赤道都市再生住宅整備工事（機械設備）
(4) 公社赤道都市再生住宅整備工事（屋外整備1期）
(5) 上記以外の整備事業期間内に発注される工事
8. **質問回答** 別紙入札案内書のとおり
9. **提出書類等**
 - (1) 工事において必要な書類は、県に準じて行うこと。（県のホームページより様式をダウンロードし、遅滞なく担当者まで提出すること。
10. **現場代理人及び主任技術者等**（契約書第10条関係）

契約約款第10条に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、現場代理人等通知書により行う。
11. **官公署への手続き**
 - (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて請負業者の負担とする。
 - (2) 資材の搬出入については手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、請負業者が行うこととし、実施に当たっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。
12. **工事用水・工事用電力等**

当該工事及び検査に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは請負業者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は請負業者の負担とする。

13. 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙2による。
- (2) 安全表示板、交通標示板を現場内外の必要な箇所に設置する。
- (3) 監督員事務所（備品含む）はA棟（建築1工区）に計上している。その際、仮設物に関しては工事現場のイメージアップにつながる様に配慮する事。なお、備品は原則として別紙3による。
- (4) 監督員事務所の規模及び設置場所については、監督員と協議すること。
- (5) 仮囲い(図面A-132)、赤土流出防止(図面A-133～135)、既設杭破砕(図面A-136)についてはA棟（建築1工区）に計上している。

14. 着工前の隣接施設の調査及び周辺への配慮

工事により隣接施設（土地、家屋、工作物及び道路等）を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における隣接施設の状態を調査及び写真撮影等により記録すること。

以上は、搬入経路についても同様とする。

15. 埋設物等

工事中に敷地内より不発弾、文化財、埋設管等の埋蔵物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

16. 使用資材の統一

同一現場が複数の工区に分かれている場合、構造、意匠、機能、耐久性及び維持管理の観点から、使用資材は、原則として各工区において同一資材（材質、形状、寸法、重量、同一メーカー品）を使用することとし、各工区において差異が生じる場合は監督員の承諾を得る事。

17. 工程管理等

- (1) 原則として、週1回の工程会議（全体会議及び各分科会）を開催する。
- (2) 安全衛生対策協議会を発足し、毎月1回以上の協議会を開催すること。
- (3) 上記工程会議及び安全衛生対策協議会の協議結果は、毎月定期報告書として監督員に報告すること。
- (4) 上記工程会議及び安全衛生対策協議会は請負者が中心となり行うこと。

18. 資材等の運搬

土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。

19. 瑕疵検査

請負業者は工事完成後2年以内に沖縄県住宅供給公社の指示により瑕疵検査を受けなければならない。なお、この検査で発見された瑕疵は、速かに修復しなければならない。

20. その他留意事項

(1) 工事期間中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。

また、本工事が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律104号)」に基づき、特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられる工事規模の場合においては、契約前に法律に基づいた手続きが必要になるため、入札後、落札業者は速やかに沖縄県住宅供給公社担当者と協議すること。

(2) 赤土等流出防止対策については、工事着手前に関係機関と十分に調整をし、その対策を講ずること。

(3) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物税が課税されるので適切に処理すること。

21. 債務負担行為に係る契約の前金払の特則（契約書第41条関係）

本契約においては、契約書第41条第3項を適用し、契約会計年度に翌年会計年度の前払金を含めて支払うものとする。

令和 年 月 日

質 問 表

沖縄県住宅供給公社 あて

会社名：
代表者名：
FAX：
質問者名：

TEL：

工事名称：○○○○○○○○工事（ ）

質 問 内 容

*** 沖縄県住宅供給公社 ***

主管課長	担 当

受 付 印

別紙2

工事用看板の規格・寸法等は、原則として下記により請負契約ごとに作成することとするが、監督員の承諾により関連工事請負業者の共同作成とすることができる。

工事名称 : ○○○○○○○○工事

工 期 : 令和 年 月 日～令和 年 月 日

発注者 : 沖縄県住宅供給公社 田端 一雄

監督員 : 沖縄県住宅供給公社 事業企画課

設計者 : 株式会社 都市建築設計

監理者 :

施工者 :

(仕様) 大きさ : 縦1200×横1800 (mm) 程度

背景色 : ホワイト

文 字 : 丸ゴシック体、グレー色、300ポイント程度

額 縁 : 四方アルミ、グレー色

別紙3

監督員事務所備品一式（建築にて設置）

	名 称	形状・寸法	数 量	単 位
1	片袖机（椅子込み）	1060×730	5	台
2	会議用テーブル	1800×600×700	6	台
3	会議用椅子		20	脚
4	ホワイトボード	行事用900×1200	1	枚
5	ホワイトボード	無地用900×1200	1	枚
6	電話機	子機付	1	台
7	冷蔵庫	230 L	1	台
8	エアコン		2	台
9	パソコン	インターネット接続付き	2	台
10	ステンレス流し台	L=1200	1	台
11	カラーデジタル複合機	A3規格対応	1	台
12	スチール棚	1200×600×1900		

【指導事項】

ダンプトラック等による過積載等の防止について

- イ. 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- ロ. 過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。
- ハ. 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- ニ. さし枠の装着または物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- ホ. 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- ヘ. 下請け契約の相手方または資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠ける者を排除すること。
- ト. イからへのことにつき、下請け契約における受注者を指導すること。